

議案第72号

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道  
技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者  
の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月27日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

水道法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び  
水道技術管理者の資格要件を見直すため、条例に改正を要するので、本案  
を提出するものです。

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術  
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の  
資格基準に関する条例（平成24年湯河原町条例第26号）の一部を次のように改  
正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下  
同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、  
1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこ  
れらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上  
の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）  
又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木  
科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学  
の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上  
水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程  
を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経  
験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校  
等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した  
後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程  
を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経  
験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究  
科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した  
後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻  
を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあ  
っては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する  
もの
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当す  
る課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同  
等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水

道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は<u>高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は<u>高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)</u>、<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>短期大学等において機械</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>10年以上水道工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する</u></p>	<p><u>科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>者</p> <p>(8) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>	<p>(8) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(10) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年</u></p>	<p><u>技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前</p>	<p>学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定す</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p>	<p><u>る課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p><u>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	